

労働協働の促進に資するに  
 必要と認められたる労働者  
 に対する労働協働の促進  
 に関する法律（労働協働  
 促進法）に基づき、労働  
 協働の促進に資するに  
 必要と認められたる労働  
 者に対する労働協働の  
 促進に関する法律（労働  
 協働促進法）に基づき、

労働協働

労働協働  
事務主任

九月一日改

労働協働

9. 7. 25

1768

所在地 東京都千代田区千代田 雑司が谷

従業員 三二名（女一七）

参加人数 三二名（女一七）

労働協働

期間 日 九月廿五日 至 九月廿九日

労働協働促進法に基づき、労働協働の促進に  
 必要と認められたる労働者に対する労働協働の  
 促進に関する法律（労働協働促進法）に基づき、  
 労働協働の促進に資するに必要と認められたる  
 労働者に対する労働協働の促進に関する法律（労働  
 協働促進法）に基づき、労働協働の促進に資する  
 に必要と認められたる労働者に対する労働協働の  
 促進に関する法律（労働協働促進法）に基づき、